

地球温暖化対策実行計画

【事務事業編】

令和5年3月

鷹栖町



■目次

1. 背景	3
2. 基本的事項	4
(1) 目的	
(2) 対象とする範囲	
(3) 対象とする温室効果ガス	
(4) 計画期間	
(5) 上位計画及び関連計画との位置付け	
3. 温室効果ガスの排出状況	5
(1) 「温室効果ガス総排出量」	
(2) 温室効果ガスの排出量の増減要因	
4. 温室効果ガスの排出削減目標	7
(1) 目標設定の考え方	
(2) 温室効果ガスの削減目標	
5. 目標達成に向けた取組	8
(1) 取組の基本方針	
(2) 具体的な取組内容	
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	9
(1) 推進体制	
(2) 点検・評価・見直し体制	
(3) 進捗状況の公表	

〈別表〉 鷹栖町の公共施設等

1. 背景

地球温暖化は、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、我が国においても異常気象による被害の増加、農作物や生態系への影響等が予測されています。地球温暖化の主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされており、低炭素・脱炭素社会の実現に向けた取組が求められています。

国際的な動きとしては、2015 年 12 月に、国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）がフランス・パリにおいて開催され、新たな法的枠組みである「パリ協定」が採択されました。これにより、世界の平均気温の上昇を産業革命から 2.0℃以内にとどめるべく、すべての国々が地球温暖化対策に取り組んでいく枠組みが構築されました。

我が国では、1998 年に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）（以下「地球温暖化対策推進法」という。）が制定され、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みが定められました。同法により、すべての市町村が、地方公共団体実行計画を策定し、温室効果ガス削減のための措置等に取り組むよう義務づけられています。

また、2016 年には、地球温暖化対策計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定）（以下「地球温暖化対策計画」という。）が閣議決定され、我が国の中期目標として、我が国の温室効果ガス排出量を 2030 年度に 2013 年度比で 26%減とすることが掲げられました。同計画においても、地方公共団体には、その基本的な役割として、地方公共団体実行計画を策定し実施することとしました。

その後 2020 年 10 月、国が 2050 年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを表明し、2021 年 4 月には 2030 年までの目標値を 46%減とすることを公表しました。また道においても温暖化対策推進計画の削減目標を 48%とする見直しを行っています。

鷹栖町は、2022 年 6 月にゼロカーボンシティたかすを宣言しました。気候変動への対策は、SDGs に掲げる目標の中でも最も重要な要素であり、私たちには今できることを考え「鷹栖らしさ」で実践することが必要です。2050 年に向け、公共施設への諸々のエネルギー対策を進めること等を始めとした、地球温暖化の防止に向けた取組を推進していきます。

2. 基本的事項

(1) 目的

鷹栖町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、鷹栖町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、再生可能エネルギーなどの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定します。

(2) 対象とする範囲

事務事業編の対象範囲は、鷹栖町の公共施設等における事務・事業とします。
鷹栖町の公共施設等は別表 1 のとおりです。

(3) 対象とする温室効果ガス

事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）のみとします。

(4) 計画期間

図 1 のとおり、2023 年 3 月（2022 年度）から 2030 年度末までを計画期間とします。また、計画開始から 4 年後の 2026 年度に、計画の見直しを行います。

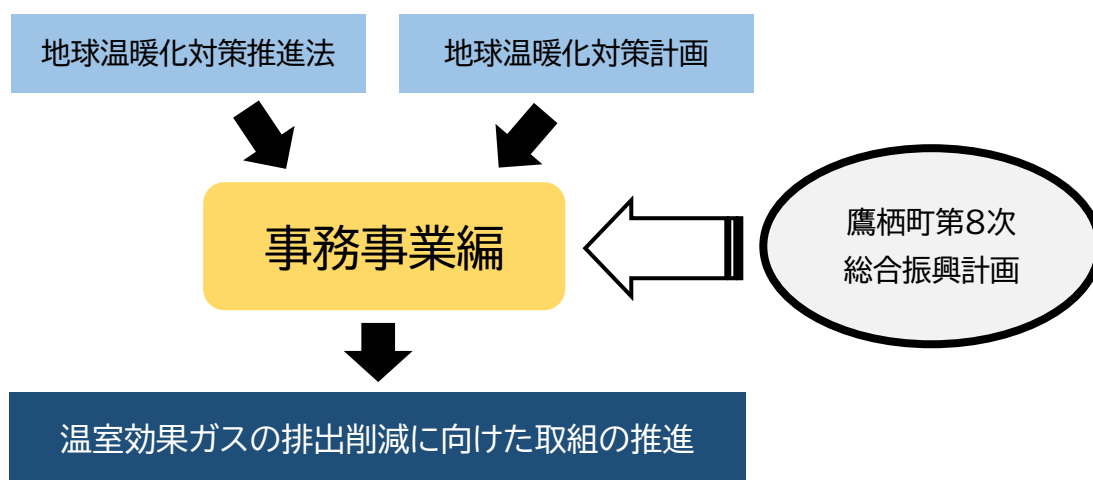
図 1 計画期間のイメージ

年度	2013	…	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間事項	基準		開始				見直し				目標
計画期間											

(5) 上位計画及び関連計画との位置付け

事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、図 2 のとおり地球温暖化対策計画及び鷹栖町第 8 次総合振興計画に即して策定します。

図 2 鷹栖町事務事業編の位置付け

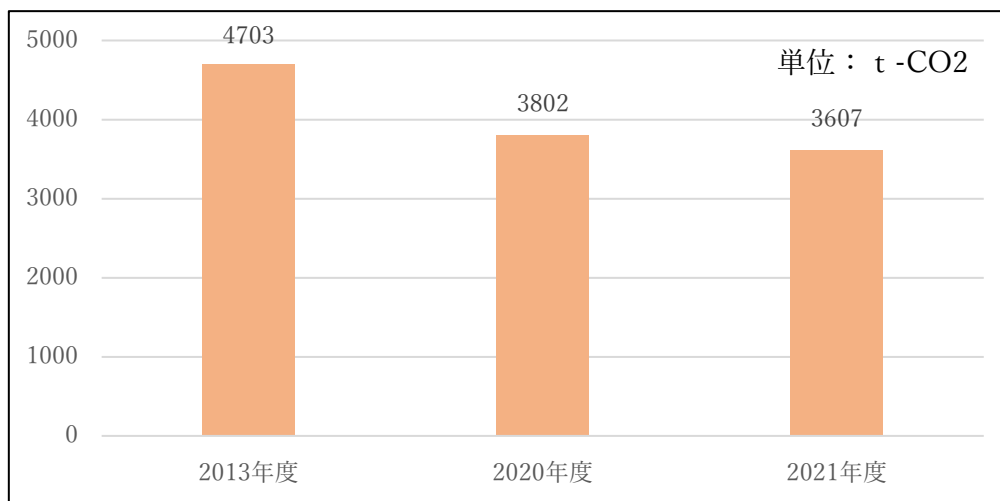


3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

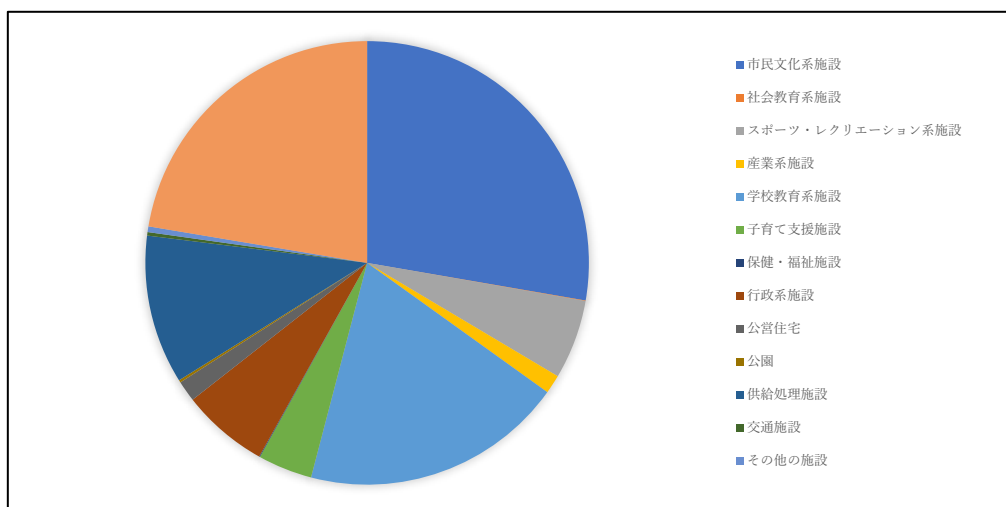
鷹栖町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、図3のとおり基準年度である2013年度において、4,703t-CO₂となっています。

図3 鷹栖町の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移



施設別では、図4のとおり「町民文化施設」が全体28%を占め、次いで「施設以外でエネルギーを消費する設備等」22%、「学校教育系施設」19%、「供給処理施設」11%、「スポーツ・レクリエーション系施設」と「行政系施設」6%と続きます。

図 4 施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013 年度）



また、エネルギー種別使用量は、表 1 のとおりです。

表 1 エネルギー種別の「使用量」（2013 年度）

種別	量	単位	t-CO2
A 重油	418,520	L	1134.2
ガソリン（自動車）	19,912	L	49.2
ガソリン（自動車以外）	1,293	L	
軽油（自動車）	188,719	L	491.5
軽油（自動車以外）	1,783	L	
灯油	206,382	L	513.9
液化石油ガス（L P G）（自動車以外）	9,848	kg	29.5
昼間買電（北海道電力）	3,610,625	kWh	2484.1

※温室効果ガス排出量は、総数の按分により表示しています。

（２）温室効果ガスの排出量の増減要因

鷹栖町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出量の増減要因として、下記に示すものが挙げられます。

① 増加要因

- 施設の新築（パレットヒルズ管理棟・トイレ棟、あったかファーム）と増築等（給食センター、あったかす北野サロン）、改築（ふらっと（鷹栖地区住民センター）、そよかぜ団地 C－F 棟、B & G プール）、大規模改修（鷹栖中学校、北野地区住

民センター)

- 暖房利用量の増加（子育て支援センター等）

② 減少要因

- 新型コロナウイルス感染対策による施設の使用制限(特に 2020 年度、2021 年度)
- サンホールはびねすへの廃食油ボイラーの導入
- 一部施設照明、街路灯のLED化

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、鷹栖町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

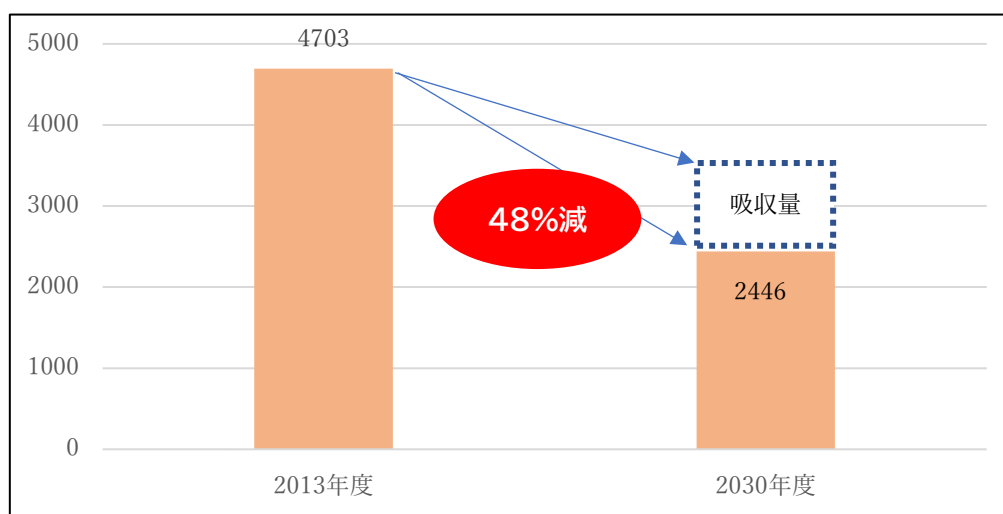
(2) 温室効果ガスの削減目標

表2、図5のとおり、目標年度（2030年度）に基準年度（2013年度）比で48%削減することを目標とします。

表2 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2013年度）	目標年度（2030年度）
温室効果ガスの排出量	4,703t-CO ₂	2,446t-CO ₂
削減率	—	48%

図5 温室効果ガスの削減目標



5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。また、温室効果ガスの吸収増加に向けた取組も推進します。

(2) 具体的な取組内容

① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、エネルギー対策を推進します。

- ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を見直すまたは調整する。
- 液体燃料触媒等の導入により、燃焼効率の効率化を図る。

② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネ・再エネルギー化を推進します。

- 高断熱、高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進める。
- 全般的な照明機器のLED化を進める。

③ グリーン購入・グリーン契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」等に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入基準に基づいた物品や低公害車等の調達を進める。
- 温室効果ガスの排出量が少ない電力の調達を目指す。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組む。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 公共施設の新築、増改築、大規模改修時には太陽光発電の導入を進める。
- バイオマスエネルギーを活用した熱源設備の導入を検討する。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- ゼロカーボンシティを推進する職員としての意識醸成、啓発に取り組む。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切る。
- クールビズやウォームビズを励行し、空調は運転時間や適正な設定温度を心掛ける。
- 適正な移動手段を採用し、公用車を利用する際にはできる限り相乗りする等、運転に際してはエコドライブを実践する。

⑥ 森林吸収源の取り組み

適切な森林管理を行うことで、温室効果ガスの吸収を増やします。

- 計画的に植樹、除間伐を行う。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

事務事業編を推進するために、町長を委員長とする推進委員会（当町においては庁内SDGs 推進会議をあてる）を設けます。また、推進委員会は庁内会議に位置付けます。

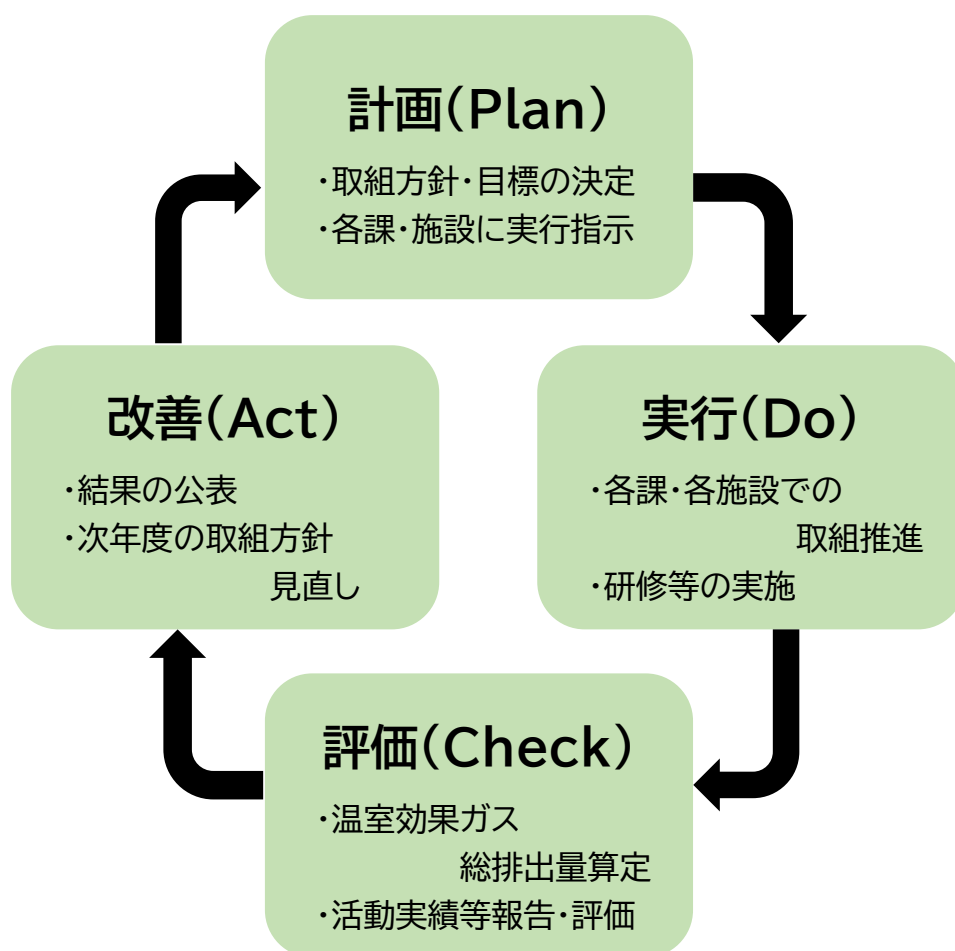
必要に応じて、各課及び各施設の地球温暖化対策推進について協議を行います。事務事業編の推進状況により取組方針改定・見直しに関する協議・決定を行います。

なお、事務局は総務企画課地域振興係とします。

(2) 点検・評価・見直し体制

事務事業編は、図6のとおり Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対するPDCAを繰り返すとともに、事務事業編の見直しに向けたPDCAを推進します。

図 6 PDCA イメージ



(3) 進捗状況の公表

事務事業編の進捗状況は、町の広報紙やホームページ等で公表します。

別表 鷹栖町の公共施設等

施設分類	施設名
町民文化系施設	サンホールはぴねす、サンホールはぴねす分室、プラザ・クロス 10、各地区住民センター、たかすメロディーホール
社会教育系施設	郷土資料館
スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館、B&G 海洋センター体育館、パレットヒルズ(歩くスキーコース)、メモリアルパーク管理棟、町民グラウンド、北野軽スポーツ公園トイレ
産業系施設	農業交流センター、農産加工センター四季の里
学校教育系施設	小学校、中学校、学校給食センター
子育て支援施設	保育園、放課後児童クラブ、子育て支援センター
保健・福祉施設	ノーマライゼーションセンター、ふれあい農園・ふれあいセンター、北野サロン
行政系施設	鷹栖町役場庁舎、鷹栖町消防団（詰所）、防災無線、北野東 5-1 排水ポンプ
公営住宅	そよかぜ団地、つつじ団地、メロディ団地、しらかば団地、明日香荘など
公園	やすらぎ公園、北野公園、緑地公園トイレ・噴水
供給処理施設	リサイクルセンター、管理棟（車庫）、高速堆肥化処理施設、圧力計、鷹栖污水中継ポンプ場、インター污水中継ポンプ所、北野污水中継ポンプ所
交通施設	花かいどう（バス待合所）、北野バス待合所、役場前バス停
その他施設	移住体験住宅、旧北成小学校、旧北成小学校教職員住宅 2、大型車庫、大型融雪槽、防災倉庫、町道管理事業（貸しガス・溶接機）
施設以外でエネルギーを消費する設備等	街路灯、自動車